

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年6月26日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和8年4月20日から令和8年5月28日

3 監査の対象部課等

企画部 広報戦略課
町長室

4 監査の対象

令和7年度の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織、運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金の事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7 監査結果

【企画部 広報戦略課】

財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【町長室】

(秘書担当及び特命担当)

令和7年度に係る財務事務及び事務事業については、概ね適正に執行されているものと認められた。その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

(倉見拠点づくり担当)

令和7年度東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会（以下「協議会」という。）交付金については、事業計画が変更された場合は、協議会交付金交付要綱第4条に基づき、変更の内容及び理由を記載した書類を町長に提出することになっている。

しかし、令和7年度において、協議会は、交付申請時に講演会等を計画し、計上していた講師謝礼や視察時の食事代を執行していなかったにもかかわらず、変更内容等を記載した書類を提出していなかった。また、町は、協議会へ同書類の提出を求めず、実績報告書を受理していた。

令和6年度においても、協議会は、交付申請時には講演会や事例視察を計画し、講演会の講師謝礼やバス借上代、食事代を計上していたが、事業内容をまちづくりニュースの配布等に変更し、事業費を全額執行していなかったにもかかわらず同書類を提出していなかった。また、町は、同書類の提出を求めず実績報告書を受理していた。このため、本件を留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な事項については口頭で指導した。

8 意見

【企画部 広報戦略課】

(1) 広報プロモーション活動について

町は、令和6年度から人口減少に突入したが、持続可能なまちとするためには、町のイメージ向上を図り、住む町として選ばれ続けることが求められる。

こうしたことから、これまでの広報プロモーション活動に係る効果の分析・検証を行い、さらなるブランド醸成の推進とともに、効果的なプロモーション活動に取り組んでいただきたい。

(2) 随意契約について

広報戦略課の委託事業7件すべてが随意契約であった。とりわけ地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当の委託事業3件は、平成25年、29年に実施されたプロポーザル等を根拠としており、年数の経過とともに「性質や目的が競争入札に適さない」との根拠は弱くなるため、複数社からの見積もり合わせによる比較や、成果・数量に応じた契約額の妥当性の検証をしていただきたい。

【町長室】

(1) 令和7年度設置の町長室の運営について

町長直属の室の設置については、迅速な意思決定が図れることや、複数部署にまたがる横断的な課題を一元的にコントロールできるといったメリットが期待できる。

町においては、町長室設置の効果が最大限発揮できるよう、組織内での円滑なコミュニケーションの促進等に取り組んでいただきたい。

(2) 東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金について

東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)交付金は、東海道新幹線新駅誘致地区周辺のまちづくりについて、調査、研究及び検討を行うため連絡協議会に交付されているが、執行状況を確認したところ、計画されていた事業が実施されず、令和6年度の執行率は交付額の約1.4%、令和7年度の執行率は約18.5%にとどまっていた。

町は、連絡協議会から提出される実績報告書の内容等を踏まえ、事業目的の達成のため真に必要な額を交付されたい。

(3) ツインシティ倉見地区のまちづくりの推進について

ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査業務委託は6,300万円余りをかけて10年後を見据え、まず基礎調査を進めていくとのことであった。この基礎調査にサンクスコストバイアスがかかることで、今後、民間企業が参入した場合、この基礎調査どおりに進めるのか、参入者の意見を取り入れた可変性があるものなのかという点が懸念される。

また、2015年から現在まで建設費が40%上昇していることを勘案すると、約30年前に駅舎だけで250億円と算定されていた金額も増額が見込まれ、周辺整備も含めた財源確保が必要となる。

国や県だけでなく、事業に関心を持つ民間企業との連携の可能性の模索、周辺住民との合意形成等を進めていただきたい。